様式第4号（第7条関係）

費補助金

路線）確保維持費補助金

年度丸亀市地域間幹線系統等確保維持

年度丸亀市地域間幹線系統等（市単独

年　　月　　日付けで申請のあった年　　月　　日付けで申請のあった

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付決定及び額の確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　については、次のとおり交付することを決定し、併せてその額を確定したので、丸亀市地域間幹線系統等確保維持費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

１　補助金の交付の対象となる路線及び路線ごとの補助金交付決定額は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 路線名 | 補助金の確定額 |
| 地域間幹線系統 |  | 千円 |
| 市単独路線 |  | 千円 |

２　補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。

・交付を受けた補助金については、補助金の目的に従って、効率的な運用を図ること。

・補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

　　・市長の求めに応じて補助対象事業に係る報告を行い、又は市長が指名した職員が行う当該補助対象事業に係る帳簿書類等の検査を受けなければならないこと。